

公益財団法人 日本サッカー協会
2019 年度 第 7 回理事会

決議事項

1. 臨時評議員会開催の件
<p>以下の通り、臨時評議員会を開催したい。</p> <p>開催日時：2019 年 9 月 7 日（土）14:00～</p> <p>会 場：日本サッカー協会</p> <p>議 題：決議事項</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 評議員 4 名 選任の件（※）</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) 特定非営利活動法人日本サッカー指導者協会 加盟の件</p> <p>報告事項</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) FIFA Forward の件</p> <p>協議事項</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 会長選出プロセスの件</p> <p>※臨時評議員会終結の時をもって退任する評議員と選任予定の評議員 4 名。</p>
2. 指導者に関する規則改正の件
<p>（決議）資料 1</p> <p>指導者の置かれている昨今の状況を考慮し、登録料未納による失効者数を削減すること等を目的に、指導者に関する規則を改正したい。</p> <p>【改正の背景】</p> <p>指導者は、移籍・転居が繰り返されることが多い環境にあり、登録料の引き落とし口座の変更を忘れたことによる「未納失効」も散見されている。未納状態に気づかないままリフレッシュ研修への参加を試みた際に気づく等、指導者としての意欲を持ったまま失効してしまうケースも多くみられるため、救済措置を検討した。</p> <p>【改正の目的】</p> <p>未納による失効者数を減らし、納付される登録料および有効なライセンス保有者数を維持すること及び、意欲を持った指導者を救済することを目的とする。</p> <p>【具体的な改正内容】</p> <p>未納失効後 6 か月を過ぎ完全失効の状態であっても、リフレッシュポイント有効期間内であれば、未納となっている登録料と手数料を一括で納付することによりライセンスを復活することができることとする。</p> <p>【指導者に関する規則・改正箇所】</p> <p>※別添 「指導者に関する規則」新旧対照表</p>
3. 技術委員会委員追加の件
<p>（決議）資料 2</p> <p>技術委員会に、委員 1 名追加する。</p> <p>黒田 卓志（くろだ たかし）／公益社団法人日本プロサッカーリーグフットボール本部長</p>
4. ユニフォーム規程改正の件

(決議) 資料 3

2018/2019 競技規則第 4 条（競技者の用具）の改正により、競技会主催者、各国協会が認める場合は、スローガン、メッセージ又はイメージを競技者の用具に表示することが可能となった。2017 年 12 月度本協会理事会にて、スローガン、メッセージまたはイメージのユニフォームへの表示については本協会では当面見送る決議がなされているが、今後リスペクト・フェアプレーにコミットし啓発に協力するチーム・選手のユニフォームにロゴ表示を許可できるよう、ユニフォーム規程を改正したい。ロゴ表示希望チームは、別途定める「ユニフォームへのリスペクトロゴ表示申請」（仮称）により JFA へ申請する。

施行日：2019 年 9 月 1 日

<参考>

競技規則第 4 条 - 競技者の用具 (5. スローガン、メッセージ、イメージと広告)

原則

● 次のものは、（通常）着用が認められる：

競技者の番号、氏名、チームの紋章やロゴ、サッカーの試合やリスペクト、高潔性の促進を主唱するスローガンやエンブレム、更には、競技会規定あるいは各国サッカー協会、大陸連盟または FIFA の規定により認められる商業的広告

5. 懲罰処分公表の件

(決議) 資料 4①②③

JFA 裁定委員会および規律委員会が下した懲罰処分について、一定の基準の下、公表することとしたい。

(1) 背景

現状、JFA の裁定委員会や規律委員会が決定した懲罰処分については原則として非公表としている。しかしながら、①サッカー界における暴言・暴力等に向けて、懲罰処分を公表することによる抑止効果が期待されること、②先般スポーツ庁が示した「スポーツ団体ガバナンスコード」ではスポーツ団体はプライバシー等に配慮した上で懲罰処分を開示することが望まれるとされていること、また、③公表することが JFA における公開性や意思決定過程の透明性の確保につながることに鑑み、今後、以下の基準に基づき、懲罰処分を公表することとする。

(2) 公表基準

対象：JFA の裁定委員会および規律委員会が決定した全ての事案

内容：①被処分者の属性、②懲罰の種類、理由および起算日、③事案の概要。

但し、被処分者や被害者その他関係者のプライバシー等の権利に十分に配慮する（公務員の懲戒処分に関する公表内容を参考とする）。また、権利侵害のおそれがある場合等は公表を差し控える。

<p>方法：JFA 公式サイトその他の媒体 期間：原則として3年間 公表内容の決定：理事会</p> <p>なお、公表にあたり、規程上の根拠が必要となるため、懲罰規程を一部修正する。 (※第23条の2〔懲罰の公表〕の追加)</p>
<p>6. 懲罰規程改正の件</p>
<p>(決議) 資料4①</p> <p>2019/20年の競技規則改正により、主審が、競技者(選手)に加えてチーム役員(監督やコーチ等)に警告及び退場の処分を科すことができるようになったことに伴い、懲罰規程を改正するもの。チーム役員に警告及び退場処分が科された場合に規律委員会が科す懲罰についての規定を追加する。その他、関連の規定につき表現の適正化を行う。</p>
<p>7. 暑熱対策プロジェクト設置の件</p>
<p>猛暑下においては各地で熱中症ガイドラインに沿った暑熱対策が取られているが、将来的には、現在夏に開催している主要競技会を冷涼地での固定開催するなど抜本的な改革が求められる。5月の理事会で決議された「猛暑下におけるプレー環境整備方針」を実現するために、それぞれの分野に知見を有する理事をメンバーに「暑熱対策プロジェクト」を立ち上げ、JFA 競技会委員会と連携しながら選手が安全にプレーできる環境の構築を目指す。</p> <p>【名称】 暑熱対策プロジェクト 【メンバー】 林義規理事(競技会)、鈴木寛理事(政府/自治体)、池田浩理事(スポーツ医学) 【期間】 理事会承認後～2020年3月まで 【幹事】 競技運営部、技術部</p>
<p>8. 女子リーグプロ化の件</p>
<p>女子サッカーのさらなる発展を通じて女性活躍社会の実現に貢献するために「女子サッカープロリーグの設立」を目指す。これに伴い、以下の2点を承認いただきたい。</p> <p>① 女子サッカープロリーグ設立構想 <新リーグのVISION></p> <ul style="list-style-type: none"> ●日本の女性活躍社会をけん引する。 ●日本に「女性プロスポーツ」を根付かせる。 ●日本のサッカーファミリー拡大と競技力向上に貢献する。 ●なでしこジャパンを再び世界一にする。 <p>② JFA 内に「設立準備室」を設置する。</p>